

災害発生時等における保育所等の臨時休園のあり方について

■1 概要

昨年、厚生労働省が地方自治体に策定を依頼

- ◆災害発生前に事前に決めておくことが望ましい事項
 - 警戒レベルが発令された時の各レベル毎の対応
 - ハザードマップに応じた保育所毎の対応
 - 臨時休園の判断に関する保育所・保護者への連絡方法・タイミング
 - 代替保育が必要とされる家庭の把握と保育の代替措置の設定 等



■2 現状

- 1 近年、異常気象によって豪雨や大雪、超大型台風などが多発し災害が甚大化している。
- 2 災害やその他急迫な事情がある場合、学校では学校教育法施行規則等により、教育委員会や校長が休校の判断ができる。一方で、保育園においては、休園に関する明確な定めが法令にない。
- 3 この件について昨年厚生労働省は、「臨時休園の判断は教育施設よりも慎重に行わなければならないが、乳幼児の安全の確保のために、施設長や設置者等の判断で休園することは妨げられない」と見解を出した。
- 4 また、非常時において、保育園等が迅速かつ適切に臨時休園の判断ができるよう、国は各自治体に休園基準等の策定を要請した。



2004.7
福井豪雨

■3 今後

今年中に休園基準を策定する。

◆策定する災害項目

風水害	土砂災害	大雪	地震	感染症
事前予知が可能な災害			事前予知が不可能な災害	

■4 風水害時の対応について(例)

(1)休園基準

市(危機管理課)が警戒レベル3(避難準備・高齢者等避難開始)以上を発令した場合、発令下の地区にある園は臨時休園とする。

警戒レベル	避難情報等	発令の地区施設
5	緊急安全確保(市が発令)	休園
4	避難指示(市が発令)	休園
3	高齢者等避難(市が発令)	休園
2	洪水注意報・大雨注意報等(気象庁が発表)	
1	早期注意情報等(気象庁が発表)	

(2)臨時休園の決定・解除

登園前	<ul style="list-style-type: none"> ・午前6時の時点で市が警戒レベル3以上を発令している場合、発令下の地区にある園は臨時休園とする。それ以降は、同レベル以上を発令した時点で休園とする。 ・午前10時までに避難情報が解除され、園の安全や保育者の確保が確認できた場合は、午後から開園する。一方で、被災や停電・断水等の事由で施設を使用することができない場合、施設長は市に報告したうえで、園を安全に使用できるまでの間は休園とする。
登園後	<ul style="list-style-type: none"> ・市が警戒レベル3以上を発令した時点で、臨時休園とする。 ・休園決定後、保護者には可能な範囲で速やかなお迎えを依頼する。なお、状況によっては園児を最寄りの指定避難所に避難させた上で、保護者への引き渡しを行う。

(3)園や保護者への連絡

前日	<ul style="list-style-type: none"> ・午後3時の時点で翌日に警戒レベルを発令する可能性が高い場合、市は園に(2)の内容に関する通知をするとともに、市ホームページに情報を公開する。連絡を受けた園は、その内容を保護者に伝える。
当日	<ul style="list-style-type: none"> ・午前6時の時点で市が警戒レベル3以上を発令している場合、市は発令下の地区にある園に休園の指示をする。休園の指示を受けた園は、速やかに保護者へ休園等の内容を伝える。 ・午前6時以降に警戒レベル3以上を発令した場合、市は発令下の地区にある園に休園の指示をする。休園の指示を受けた園は、速やかに保護者へ休園等の内容を伝える。